

「協同労働」プラットフォーム事業実施業務に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和6年1月12日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

「協同労働」プラットフォーム事業実施業務

(2) 事業目的

就業や社会参加を希望する意欲と能力のある者に対して、「協同労働」を活用して本市の地域課題の解決に取り組むことを促進するプラットフォームを構築することにより、「協同労働」に対する市民の理解を深めるとともに、「協同労働」の実践を市域全体に広げ、地域コミュニティの再生及び地域共生社会の実現を図る。

(3) 業務内容

別紙基本仕様書のとおり。

(4) 委託期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

(5) 委託料上限額

19,505,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 契約担当課

広島市経済観光局雇用推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎5階）

電話：(082) 504 - 2244

FAX：(082) 504 - 2259

E-mail：koyou@city.hiroshima.lg.jp

2 公募型プロポーザル応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 公募型プロポーザル説明書等の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和6年1月26日（金）まで（ただし、閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

前記1(6)の事業担当課

※ 公募型プロポーザル説明書等は、島市公式ホームページからダウンロードすることができる。
（ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度」)

4 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式第1号）

イ 前記2に該当していることが確認できる書類

(ア) 法人の定款及び法人の登記事項証明書

(イ) 広島市税の納税証明書（提出日から起算して3か月以内のもの）

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれかで、提出日から起算して3か月以内のもの）

(2) 提出期間

公示日から令和6年1月19日（金）まで（ただし、閉庁日を除く。）。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出先

前記1(6)の契約担当課

(5) 応募資格の確認及び審査結果の通知

応募資格の有無については、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に書面にて通知する。

5 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受付ける。

ア 受付期間

公示日から令和6年1月19日（金）まで（ただし、閉庁日を除く。）。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出先

前記1(6)の契約担当課

ウ 提出方法

基本仕様書等に関する質問書（様式第2号）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書がウの提出先に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答する。また、前記1(6)の契約担当課において、令和6年1月26日(金)までの閉庁日を除く毎日(午前8時30分から午後5時15分まで)、閲覧に供するとともに、広島市公式ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和6年1月26日(金)まで(ただし、閉庁日を除く。)。時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(3) 提出先

前記1(6)の契約担当課

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書(様式第3号)	1部
イ 企画提案書(様式第4号)	10部(正本1部+副本9部)
ウ その他企画提案を説明するために必要な書類(任意様式。ただし、A4縦向き又はA3横向きとし、右上に資料番号を付すこと。)	10部(正本1部+副本9部)
エ 応募者の概要及び事業内容等を説明するために必要な資料(任意様式。ただし、A4縦向き又はA3横向きとし、右上に資料番号を付すこと。)	10部(正本1部+副本9部)

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本にのみ記載し、副本には記載しないこと。応募者の法人パンフレット等を提出する場合は、法人名やロゴなど応募者が特定できないようにすること。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第5号)を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(6) 提案の無効

ア 本応募説明書に示した応募資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル参加者が、令和6年1月26日(金)午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記2(3)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他応募資格を満たさなくなった場合

ウ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- オ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案
- ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

7 受託候補者の特定

(1) 審査

企画提案書の審査は、「協同労働」プラットフォーム事業実施業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 受託候補者特定基準

公募型プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル応募者全員に対する審査を終了した後、書面にて通知する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約を締結する場合には、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

但し、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 契約締結日

本契約については、本件に係る予算の成立を条件とするとともに、契約締結日を令和6年4月1日とする。

(5) その他

詳細は公募型プロポーザル説明書による。